

◎新潟県告示第1082号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び佐渡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成30年10月12日

新潟県知事 花 角 英 世

1 区域の名称

豊田急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱10号と1号を結んだ線に囲まれた区域

佐渡市豊田

字秀下田

105番2 1号

111番2 9号

字江の下

116番2 2号

121番 8号

116番1 10号

字城の上

174番2 3号、4号

176番 5号

182番 6号

185番 7号